

# 管理委託契約書

プロプリをご利用のお客様：

以下の管理委託契約書は、お客様（以下「作者」という）とプロプリを運営するSML株式会社（以下「当社」という）との間の合意書であり、作者が投稿するあらゆるコンテンツ（イラストなどの画像素材）に関する権利と義務について規定しています。プロプリにコンテンツを投稿することにより、作者は本契約書ならびに、当社のウェブサイト利用規約および当社の個人情報保護方針文書に従うことに同意するものとします。

作者と当社は、下記の著作物の管理に関し、次の通り契約（以下、本契約という）を締結します。

## 第1条（用語の定義）

本契約において、次の各号に掲げる各用語の定義は当該各号に定めるところによる。

### （1）本著作物

当社が指定する様式に従って作者が当社に対して届け出を行い、当社が管理委託の対象として適当と認めたコンテンツの著作物をいう。

### （2）本著作物の利用

本著作物を複製、翻訳、翻案、公衆送信等、著作権法上規定された行為（以下、複製等という）、および、本著作物にかかるコンテンツの名称、容貌、性格、イメージ等を各種商品やサービスのために複製等する行為をいう。

### （3）本著作物の管理

本著作物の利用の促進、許諾、許諾の対価の徴収、品質保持、違法行為の排除等の必要な行為をいう。

### （4）本著作物にかかる権利

本著作物に基づき発生する著作権、商標権、意匠権その他の法律上保護される利益にかかる権利をいう。

### （5）監修業務

本著作物の利用に関し、品質保持や適法性について審査を行うことをいう。

## 第2条（管理委託契約の締結方法）

1. 作者は、本著作物の管理（以下、本件管理という）を当社に委託します。
2. 作者および当社は、作者が当社に対して、管理委託契約申込書その他当社が定める資料を提出し、当社が作者に対して管理委託契約承諾書を交付する方法、その他当社が定める方法によって、管理委託契約を締結するものとします。

### 第3条（本著作物に関する保証）

1. 作者は当社に対し、本著作物について、管理委託をする完全な権限を有しており、かつ、いかなる第三者の著作権その他の権利も侵害していないことを保証します。
2. 当社が必要と判断するときは、作者に対して、前項の保証にかかる権利に関する資料の提出を求めることができ、作者は、当社に対して速やかに資料を提出しなければならないものとします。

### 第4条（内容）

1. 当社は、本件管理の目的を達成するため、主として次の業務を行います。
  - （1）本著作物を当社が所有するウェブサイト上で公開するため、複製等すること（著作権法第27条、第28条に定める行為を含む）。
  - （2）本著作物を当社が所有するウェブサイト上で公開すること。
  - （3）当社の利用規約の範囲で閲覧者の無償利用に供すること。
  - （4）本著作物の有償利用を希望する第三者に対して、作者に代わって交渉し、本著作物にかかる権利を許諾する契約を当社の名において締結すること。
  - （5）本項4号記載の契約にもとづく許諾の対価を徴収するほか、契約の履行状況を把握し、必要に応じて作者に報告すること。
  - （6）本項3号の無償利用する者、本項4号の有償利用する者に対し、本著作物に関する著作権表示もしくは原作表示を義務づけること。ただし、これらの表示をしないことについて作者が承諾した場合はこの限りではありません。
2. 当社は、必要に応じて次の業務を行います。
  - （1）当社が許諾相手（以下、ライセンシーという）に許諾した本著作物の利用に関し、監修業務を行うこと。
  - （2）ライセンシーによる本著作物の利用に関連して、商標登録をする必要がある場合には、ライセンシーと協議のうえ、原則として当社名において当社の費用管理で商標出願手続きをし、登録商標について使用許諾をすること。
  - （3）当社は、本件管理にあたり、特別な出費のある場合、事前に作者と協議のうえその費用の負担を決定すること。

### 第5条（権利、義務の譲渡等）

1. 作者は、当社の事前の書面による同意なしに、本著作物にかかる権利または本契約に基づく権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供することができないものとします。
2. 当社は、相続または営業譲渡、合併もしくは分割その他の理由によって、作者の有する本著作物にかかる権利を承継した者に対しても管理委託契約に基づく地位を有するものとします。
3. 作者は、前項の承継を行ったときは、当社に対してその旨を届け出るものとします。

#### 第6条（管理者の通知義務と合意事項）

1. 当社は、第4条第1項4号記載の許諾契約の締結に際しては、その契約内容を事前に作者に通知し、契約締結後遅滞なく契約書の写しを作者に送付します。
2. 作者は当社より前項の通知を受けたとき、合理的理由なく許諾拒否を行わないものとします。
3. 当社は、第4条第1項4号記載の許諾のうち、下記に掲げるものは事前に作者に通知を要せず、当社の裁量で決定できるものとし、その許諾内容は事後すみやかに作者に通知するものとします。

#### 記

本著作物の一部（トリム等）の放送使用、掲載使用および公衆送信に際し、その許諾の対価が10,000円未満（消費税別）の場合。

#### 第7条（監修とその対価）

1. 作者は、本著作物の利用に関し、第4条第2項1号の監修業務を行うことができ、当社はそれに協力するものとします。その監修に際し、作者は、本件管理の目的にそって合理的理由なく許諾拒否を行わないものとします。
2. 前項の作者の監修業務において、特別な作業をとまなう場合、当社はライセンシーより監修料を徴収することができます。
3. 当社は、監修業務の全部または一部を第三者に委託することができます。

#### 第8条（外国地域における管理）

当社が、外国地域において第4条に定める管理業務を行うときは、これを外国著作権管理団体等に再委託することができるものとします。この場合においては、利用の許諾の方法、その対価の額の決定、その他の業務執行方法は、当該外国地域の法令および当該外国著作権管理団体等の規程に従うものとします。

#### 第9条（作者の通知義務）

作者は、第三者から作者に対し、第4条第1項4号記載のごとき許諾契約の申し込みがあった場合には、遅滞なくこれを当社に通知し、これに関する交渉、契約締結等を本契約に基づき当社に委託します。

#### 第10条（権利侵害の措置）

当社は、第4条第1項3号の無償利用する者、同項4号の有償利用する者または他の第三者の違法行為排除措置またはその他の作者の権利の保全措置をとるに際しては、事前に作者と、とるべき措置の内容、費用の負担等について協議するものとします。

#### 第11条（排他保証）

作者は、本契約の有効期間中、本著作物またはこれに類似する自己の著作物について、第4条に記載の行為を、事前に当社と相談しその了承を得ることなしに、自ら行ったり、当社以外の者に行わせてはなりません。

## 第12条（適用地域）

本契約の適用地域は日本国内および全世界とします。

## 第13条（有償利用の配分）

1. 当社は、第4条第1項5号記載の許諾の対価のうち、日本国内の許諾先による利用については、その50%を作者に配分し、残り50%を当社の管理手数料として取得します。
2. 前項に記載の管理手数料には、本著作物の利用にともなう企画推進活動費等、当社が負担する経費を含みます。
3. 当社は、第4条第1項5号記載の許諾の対価のうち、日本国外の許諾先による利用については、当該国の課税控除後からその50%を作者に配分し、残り50%を当社の管理手数料として取得します。
4. 本条第3項に記載の管理手数料には、翻訳料、通信費等、当社が負担する海外との契約に伴う全ての経費を含みます。
5. 当社は、本条に定める配分に際して、許諾の対価等の明細を記載した計算書を作成し、当社が定める方法により作者に通知します。
6. 許諾の対価等の分配に関する事項は、本契約に定めるほか、別途定めるものとします。
7. 本条に定める許諾の対価等の分配請求権は、作者が権利を行使しうるときから5年を経過することにより消滅します。

## 第14条（掲載料の支払）

当社は、第4条第1項2号記載のウェブサイト上への公開については別途定める金額を作者に支払うことがあります。

## 第15条（請求または分配の保留）

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由があると認める場合は、本著作物にかかる許諾の対価の請求または分配を、必要な範囲および期間にわたり保留することができるものとします。
  - (1) 作者または作者の地位を承継した者、適用すべき分配率、その他本著作物にかかる許諾の対価等の分配を適切に行うために必要な事項を確定することができない場合、またはこれらの事項のいずれかに疑義のある場合
  - (2) 著作権その他の権利の存否または帰属等に関して疑義が生じた場合
  - (3) 作者が第3条に定める保証義務に違反した場合またはその疑義のある場合
  - (4) 作者より届け出のある連絡先に宛てた通知が連続して2回以上到達しない場合
  - (5) 作者より届け出のある送金先に宛てた送金が到達しない場合
2. 当社は、前項の規定を適用し請求または分配の保留を行った場合は、作者に対し、その旨を通知するものとします。
3. 当社は、本条第1項の規定を適用し請求または分配の保留を行った場合は、作者から受領した資料の内容を確認するため、作者の関係書類、会計帳簿その他を閲覧、謄写および調査できるものとし、作者はこれに協力するものとします。

## 第16条（通知・送金等）

1. 本契約、その他当社が定める規程等に基づく当社の作者に対する通知は作者が届け出た住所地またはメールアドレス宛に行われるものとし、送金については作者が届け出た送金先宛に対して行われるものとします。本契約等に定める通知が作者に到達しない場合は、当社が当該通知を発送した時に到達したものとみなされます。
2. 作者は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに当社にその旨を通知し、かつ、所定の手続をとらなければならないものとします。
  - (1) 転居等により、連絡先として届け出た住所に変更があった場合
  - (2) 送金先の名称、口座番号、口座名義等に変更があった場合
  - (3) 改姓または改名をした場合
  - (4) 作者が、法人その他の団体である場合において、合併し、解散し、またはその組織、名称等を変更した場合
  - (5) 代表者、代理人または分配金の代理受領者に変更があった場合
  - (6) 本著作物にかかる権利の帰属について、何らかの変更を生じた場合
  - (7) その他、当社が本著作物にかかる権利の帰属状況の解明等のため、あらかじめ作者から当社に対して告知することを求めた事項について変更があった場合
3. 作者は、作者または作者以外の分配金受領者が外国に居住するときは、送金、通知の日本国内における代理受領者を定めなければならないものとし、その住所および氏名を当社に対して通知しなければならないものとします。
4. 作者が本条第2項および第3項に定める義務を怠ったことに起因する損害については、作者は自己の責任と負担においてこれに対応するものとし、当社は一切その責めを負わないものとします。

## 第17条（管理の停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由があると認める場合、本著作物にかかる権利の管理を停止することができるものとします。
  - (1) 第15条第1項の規定により分配の保留を行った場合であって、分配の保留事由の解消が困難である場合
  - (2) 作者が当社の事業運営・管理業務等に重大な支障を及ぼす行為をした場合
  - (3) 前各号の他、作者が本契約に定める義務を履行しない場合
2. 当社は、前項の規定を適用し本著作物にかかる権利の管理を停止した場合は、作者に対し、その旨を通知するものとします。

## 第18条（管理委託契約の解除等）

1. 当社は、作者において、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、催告することなく管理委託契約を解除することができるものとします。
  - (1) 作者が本著作物にかかる権利の全部を失ったとき
  - (2) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき
  - (3) 第三者から仮差押、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合
  - (5) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
  - (6) 解散または他の会社と合併したとき
  - (7) その他、管理委託契約を継続することが不可能または著しく困難な事情が生じたとき
2. 当社は、当社が第17条の規定を適用し、本著作物にかかる権利の管理を停止した場合で、当社が書面にて管理停止事由の是正を求めたにもかかわらず、当該書面による通知後2週間以内に作者がその是正を行わない場合は、催告することなく管理委託契約を解除することができるものとします。ただし、本項に基づく解除は、当社による作者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
3. 本条または第21条の定めにより管理委託契約が解除された場合であっても、当社は、当該解除前になされた利用許諾に関して、許諾の対価の徴収および分配、その他これらに付随する業務を行うことができるものとします。

## 第19条（管理委託契約の有効期間）

1. 管理委託契約の有効期間は、契約締結の日から1年とします。ただし、契約期間満了の3か月前までに、当社または作者が、相手方に対して書面をもって反対の意思を表示しないときは、管理委託契約は同一の条件で更に1年間更新され、その後の取扱いについても同様とします。
2. 当社および作者は、契約の更新時において、管理委託の範囲を変更することができるものとします。この場合、相手方に対して、契約期間満了の3か月前までに、書面によりその旨を通知しなければならないものとします。
3. 当社および作者は、本契約に定めがある場合の他、相手方の事前の承諾を得なければ、管理委託契約の有効期間内において、管理委託契約を解約することができないものとします。

## 第20条（契約終了後の措置）

1. 本契約が終了ないし解除された場合、終了ないし解除後の措置については作者と当社で協議し別途文書で定めるものとします。
2. 前項の場合、当社が本契約終了ないし解除以前にライセンシーに許諾した契約については、本契約の終了ないし解除の日から日本国内については満5年、日本国外（海外）については満7年間有効とします。

## 第21条（反社会的勢力の排除）

1. 作者は、自らまたは自らの役員もしくは従業員が、現在次の各号のいずれにも該当していないこと、および将来も該当しないことを、当社に対して誓約します。
  - （1）暴力団
  - （2）暴力団員
  - （3）暴力団準構成員
  - （4）暴力団関係企業
  - （5）総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - （6）その他前各号に準ずる者
2. 作者は、自らまたは第三者をして、次の各号の行為を行わないことを、当社に対して誓約します。
  - （1）暴力的な要求行為
  - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
  - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - （4）風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - （5）その他前各号に準ずる行為
3. 作者が本条第1項または第2項のいずれかに違反した場合、当社は催告等を要することなく書面にて通知することにより、直ちに管理委託契約を解除することができ、当該違反により生じた損害全額の賠償を請求することができるものとします。

## 第22条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠するものとします。

## 第23条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じたときは、事物管轄に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第24条（本契約の変更）

1. 当社は、本契約を変更した場合は、プロプリのウェブサイト（[www.propri.jp](http://www.propri.jp)）に掲載する方法により遅滞なく公示するとともに、作者に通知します。
2. 本契約の変更の内容に異議のあるときは、作者は前項に定める通知の到達した日から1か月以内に、当社に対し書面により申し出ることにより、管理委託契約を解除することができるものとします。
3. 本条第1項に定める公示の日から3か月を経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、作者は本契約の変更について承諾したものとみなされます。

最終更新日：2019年4月25日